

## 大阪府土地開発公社入札心得

### 条件付一般競争入札[郵便方式]

大阪府土地開発公社

(趣旨)

第1条 この心得は、大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）が行う不動産登記嘱託業務に係る単価契約についての条件付一般競争入札[郵便方式]（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して郵便方式で行う一般競争入札。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）その他関係法令並びにこの心得、入札公告及び入札説明書を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際しては公社の指示に従い、円滑な入札の執行に協力するとともに、入札の正常な執行を妨げ又は他の入札参加者の入札を妨害するような行為を行ってはならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書、業務仕様書、契約書式その他契約の締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札及び契約時の使用言語等)

第4条 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。

(入札参加資格)

第5条 入札参加者は、入札公告及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限る。

(入札書又は入札参加申請書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書又は入札参加申請書（以下「入札書等」という。）を封筒に入れて封緘し、一般書留郵便又は簡易書留郵便による方式により、入札公告で指定した提出期限どおりに、入札公告で指定した提出先に到達しなければならない。なお、公社への直接持参は認めない。

- 2 入札書等には、入札書等を作成し又は投函した日付を記入するとともに、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加算していない金額を記載するものとする。
- 3 郵送した入札書等の書換え、引換え及び取消し並びに入札書等の返却は認めない。
- 4 入札書等の郵送に係る費用は入札参加者の負担とする。

(入札の中止等)

- 第7条 入札参加者が連合して不穏な行動を行って入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めることができる。この場合において、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。
- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
  - 3 入札参加者がいない入札にあっては、これを取り止め、再度の入札は実施しない。

(入札の中断及び調査の実施)

- 第8条 入札の執行前又は執行中において、入札担当者が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(入札の辞退)

- 第9条 入札申込者は、入札参加受付の通知を受けた後、入札書提出日（当日を含む。）までの間、入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は入札を辞退することはできない。
- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を封筒に入れて封緘<sup>かん</sup>して、公社に郵送すること。
  - 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
  - 4 入札を辞退した者は、これを撤回することは認めない。また、入札参加申請の受付期間中であっても、辞退した業務の入札以外の業務の入札参加の申請をすることができない。

(無効の入札)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書による入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書
  - (2) 入札参加申請を行わない者が提出した入札書
  - (3) 記名押印を欠いた入札書、金額を訂正した入札書又は金額の記載の不鮮明な入札書
  - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
  - (5) 明らかに不正な行為によって提出されたと認められる入札書
  - (6) 郵送方式以外の方法により提出された入札書
  - (7) 入札公告に示す提出期日以外の日に郵送された入札書
  - (8) 1枚の郵送用封筒に複数封入された入札書
  - (9) 郵送用封筒の表書と相違する業務名称、入札参加者名が記載されていない入札書
  - (10) 封緘<sup>かん</sup>されていない郵便用封筒により郵送された入札書
  - (11) 表書に業務名称、入札参加者名の記載を欠く郵便用封筒により郵送された入札書で入札参加者の意思表示が不明瞭なもの

(12) 同一人から複数提出された入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

2 申請時に入札参加資格を有することを確認された者であっても、開札時において入札参加資格を有しない者が行った入札は無効とする。

#### (入札保証金)

第11条 入札保証金は、財務規則第61条第2号の規定により全額免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札価格に100分の110を乗じて得た金額の100分の2に相当する金額を納付しなければならない。

#### (開札)

第12条 入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において、入札担当の公社職員が郵送された入札書在中の封筒を開封し、その結果を発表することにより行う。

2 開札の立会いは、前項の以外の公社職員が行うものとする。

#### (開札の傍聴)

第13条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札（開札）予定時刻の10分前までに、必要な書類を持参のうえ、入札会場に集合することにより、受付を経た後、自ら入札参加した業務の開札に限り傍聴することができる。

#### (落札の決定)

第14条 開札の結果、財務規則第57条の規定に基づき公社が定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 前項の場合において、落札となるべき価格を提示した落札予定者が2人以上あるときは、くじ抽選により落札者を決定する。この場合において、入札担当職員以外の公社職員が落札予定者に代わってくじを引くものとする。

3 前項の落札予定者は、くじ抽選を辞退することはできない。

4 落札後の審査の結果、落札者が入札参加資格を有しないことと判断されたときは、その落札の決定を取り消す。

#### (入札結果及び落札者の公表)

第15条 入札結果及び落札者については、公社ホームページに掲載し、公表する。

#### (契約保証金等)

第16条 落札者は、落札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の5に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と公社が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、財務規則第68条の規定により契約保証金を免除する。

- (1) 公社を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、前項に規定する金額以上の額とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を公社に寄託した場合
- (2) 国又は地方公共団体と同種類及び同規模（落札金額に100分の110を乗じて得た額の7割以上の金額）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合において、落札者が契約保証金免除申請書を提出したとき。

#### （契約の締結等）

第17条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、令和5年3月28日までに公社に提出しなければならない。ただし、公社の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札の決定の日から契約の締結の日までの間において、落札者が次の第1号に該当したときは契約を締結せず、第2号又は第3号に該当したときは契約を締結しないことがある。
  - (1) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
  - (2) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
  - (3) 公社を当事者の一方とする契約で入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。
- 4 前項の場合において、公社は、契約を締結しないことの一切の責めを負わない。
- 5 第2項の規定又は第3項第1号の規定により、落札者又は公社が契約を締結しないときは、落札者は、違約金として、第11条第2項に規定する金額を支払わなければならない。

#### （契約の解除）

第18条 契約を締結した場合において、その契約をした落札者（以下「契約者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと認められるときは、公社は契約を解除することができる。

- (1) 独占禁止法に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (2) 契約条項に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (3) 入札の執行において、その公正な執行を妨げた者又は公正なる価格の成立を害し、又は不正の利得を得るために談合その他不公正な行為を行ったと認められたとき。

#### （違約金等）

第19条 前条の規定により契約を解除したときは、契約者は、契約金額（業務を履行しない部分、履行が完了しない又は完了する見込みがないと明らかに認められる部分、履行が不完全な部分に対する額に限る。）の100分の5に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

- 2 契約者は、前条の規定により契約を解除することにより公社に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。この場合において、前項の違約金の徴収は妨げない。

#### （異議の申立）

第20条 入札参加者は、入札の執行後、この入札心得、入札説明書、契約条項、業務仕様書等について不明又は錯誤があること等を理由として異議を申し立てることはできない。